

公調委令和4年(ゲ)第6号 越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

決 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を却下する。

理 由

1 本件原因裁定申請の概要

本件は、申請人が、申請人の所有する土地（以下「申請人土地」という。）の隣地において被申請人が経営するガソリンスタンドに関し、当該ガソリンスタンドの建設工事（盛土造成及び建屋建設工事。以下「本件工事」という。）により申請人土地に地盤沈下が生じ、申請人土地上にある申請人所有の各建物（以下「申請人建物」という。）が損傷したと主張して、被申請人を相手に、本件工事と当該損傷との因果関係について原因裁定の申請をした事案である。

2 公害紛争処理法（以下「法」という。）42条の27第1項の要件を欠くこと

(1) 法42条の27第1項は、「公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合において、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるとき」に当事者が原因裁定を申請することができる。この規定は、原因裁定申請の適法要件として、原因行為を行ったと主張する者を一方当事者とするを規定していると解することができる。

なお、法42条の28は、相手方の特定を留保したまま原因裁定申請をすることができる場合のあることを規定しているが（同条第1項）、このような場合であっても、相手方を特定させることが相当と認められる段階に至ったときには、相手方とすべき加害者を特定させた上で原因裁定の審理を行うものとし（同条第2項）、上記段階に至ったにもかかわらず相手方の特定がされないときには、

それ以上の審理はせずに申請の取下げが擬制されることになる（同条第3項）。このような制度が設けられていることからしても、原因裁定は対審構造の手續であり、適切な相手方をもって審理を行わなければならないことが予定されているといえる。

(2) これを本件についてみると、申請人は原因裁定申請書において、被申請人が本件工事を行ったと主張し、被申請人もその点を争っていなかったが、その後、審理を進めるうち、本件工事の施工者が別にいることが判明した。すなわち、本件工事のうち建屋建設工事に係る<sup>しゅん</sup> 竣工図（乙30）には、「施主 a株式会社」、「施工 b株式会社」との記載があり、被申請人がその権利義務を承継したa株式会社は、建屋建設工事の注文者（施主）であって、同社とは別に請負人（施工者）がいたことが認められる。また、本件工事のうち、盛土造成については、被申請人は令和5年2月28日までに施工者を明らかにすると述べていたが（公害等調整委員会の事務局職員（以下「事務局職員」という。）による令和5年2月13日の第2回進行協議期日調書）、その回答をしなかったものの、a株式会社以外に施工者が存在すること自体は否定していない（被申請人の令和5年3月16日付け準備書面(3)）。そして、本件裁定申請は、前記1のとおり、本件工事により申請人土地に地盤沈下が生じて申請人建物が損傷したという内容のものであって、原因行為に位置付けられるものは本件工事であるから、法42条の27第1項にいう「当事者の一方の行為」をしたのは、注文者（施主）ではなく、請負人（施工者）というべきで、その請負人（施工者）を当事者として原因裁定申請をするのでなければ、同条第1項の適法要件を欠くというべきである。

(3) 本件の原因裁定手續の実際の審理の状況を見ても、被申請人との間では適切な審理ができないことが明らかである。すなわち、平成21年以降の申請人土地の地盤沈下の原因について、ガソリンスタンドの盛土造成とその後の建屋建設工事による上載荷重による圧密沈下に引きずられてガソリンスタンド周辺の

地盤沈下が起こったとする趣旨の調査報告書（甲 1 2）が存在し、申請人の主張を根拠付けているところ、本件の原因裁定手続では、この点について、本件工事の詳細を明らかにし、圧密沈下の有無や程度、周辺に及ぼす影響についての反論の有無や内容を聴かなければ審理を続けることができないが、注文者（施主）やその権利義務の承継人である被申請人によっては、その点の主張立証を行うことはできず、実際にも行われていないことから、適切な審理ができない状態にある。

(4) もっとも、民法 7 1 6 条は、「注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があったときは、この限りでない。」と規定しているところ、注文者の注文又は指図に過失がある場合は、注文者の当該行為をもって法 4 2 条の 2 7 第 1 項の「当事者の一方の行為」とすることも可能である（この場合は、法 4 2 条の 3 0 第 1、2 項により本件工事の施工業者を原因裁定手続に参加させることも可能となる。）。しかし、本件においては、注文者（施主）による注文又は指図に関する具体的な主張立証が全くないことから、注文者（施主）の注文又は指図を法 4 2 条の 2 7 第 1 項の「当事者の一方の行為」とみて、審理を続けることもできない。

(5) また、申請人は、原因裁定申請書において、被申請人が「本件 G S を運営するにあたり、洗車機建屋において井戸から揚水を行っている。これが、少なからず圧密沈下に影響を与えている」との主張をしているから、被申請人による揚水行為を法 4 2 条の 2 7 第 1 項の「当事者の一方の行為」として原因裁定申請をするのであれば、当該申請は適法ということが出来る。しかし、本件原因裁定申請の根拠となった前記調査報告書（甲 1 2）には、「井戸揚水による地下水低下は殆ど地盤沈下に影響していないと評価できる。」（7 2 頁）とされていることから、申請人がこの揚水行為を対象に原因裁定申請をしなかったということも不合理とはいえない。当裁定委員会は、事務局職員をして、申請人に対

し、請負人（施工者）を相手方とした上で審理を進行すべき旨を繰り返し説明し、当時の申請人代理人は、「被申請人が施工業者を明らかとした後に、当該施工業者に対する別件申請及び本事件の被申請人に対する取下げの要否等について検討する。」（事務局職員による令和5年2月13日の第2回進行協議期日調書。同年3月22日の第3回進行協議期日においても同趣旨を述べている。）との発言をするのみで、上記揚水行為を原因裁定申請の対象とするといった対応はしていない。その後、当該申請人代理人は同年3月24日付けで辞任したことから、当裁定委員会は、申請人による新たな代理人選任の機会を設けた上で、その選任がされなかったことから、同年6月1日付けの事務連絡により請負人（施工者）を相手方とする意向の有無等や、被申請人による揚水行為を対象とするかを改めて尋ねたところ、申請人が、同月28日受付の書面により、「建設工事の施工会社に対しては被申請人とはしない。」と回答するとともに、揚水行為について対象とするとの回答はされなかった（申請人が十分な理解をしていない可能性はあるものの、揚水行為については上記の証拠（甲12）があり、これを対象としても申請が棄却となることも想定される中で、これ以上求釈明を繰り返すことは一定の誘導を伴うものとなり、相当とはいえない。）。

- (6) 以上のとおり、当裁定委員会としては、申請人の原因裁定申請の適法性について是正すべく説明等を尽くしてきたが、請負人（施工者）を相手方としない旨の申請人の意思は強固なものであり、本件工事の請負人（施工者）を相手方として審理を進めることができない以上、本件工事と申請人建物の損傷との間の因果関係についての裁定を求める本件裁定申請については、申請人と被申請人との間で、法42条の27第1項の「当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるとき」という要件を満たさず、原因裁定申請の適法要件を欠くと解するほかない。

### 3 結論

よって、本件裁定申請は、不適法な原因裁定の申請で、その欠陥を補正するこ

とができないものであるから、法42条の33、42条の13第1項に基づき、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

令和5年7月25日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長            都        築        政        則

裁定委員            野        中        智        子

裁定委員            若        生        俊        彦